

都道府県教委事務局の職種別本務職員数

区 分	19年度	21年度	23年度	25年度	(構成比)	27年度	(構成比)	(内 訳)		(増減)
								本 庁	教 育 事 務 所	
	人	人	人	人	%	人	%	人	人	人
総 数	16,483	15,780	15,561	15,516	(100.0)	15,683	(100.0)	11,533	4,150	167
対前回伸び率	△5.5%	△4.3%	△1.4%	△0.3%		1.1%				
指 導 主 事	1,414	1,519	1,575	1,685	(10.9)	1,733	(11.1)	1,376	357	48
充て指導主事	3,063	2,888	2,918	2,889	(18.6)	2,924	(18.6)	1,515	1,409	35
社会教育主事	627	588	583	595	(3.8)	575	(3.7)	299	276	△20
派遣社会教育主事	398	216	149	127	(0.8)	130	(0.8)	44	86	3
社会教育主事補	31	30	24	38	(0.2)	32	(0.2)	31	1	△6
事 務 職 員	10,222	9,847	9,667	9,542	(61.5)	9,647	(61.5)	7,692	1,955	105
技 術 職 員	656	637	600	600	(3.9)	607	(3.9)	551	56	7
労 務 職 員	72	55	45	40	(0.3)	35	(0.2)	25	10	△5

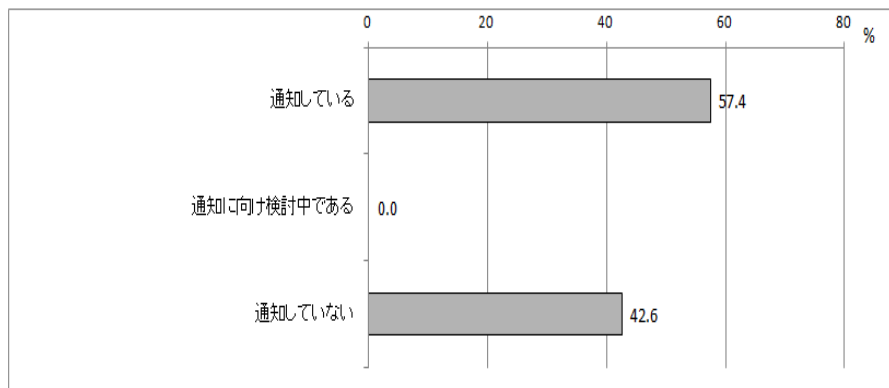
(注)「派遣社会教育主事」については、都道府県教育委員会段階で把握した実人数である。

事務職員の職務範囲の明確化と効果的な役割分担

○ 「標準職務表」等の制定率等は低く、事務職員の役割や職務領域等の明確化は進んでいない。

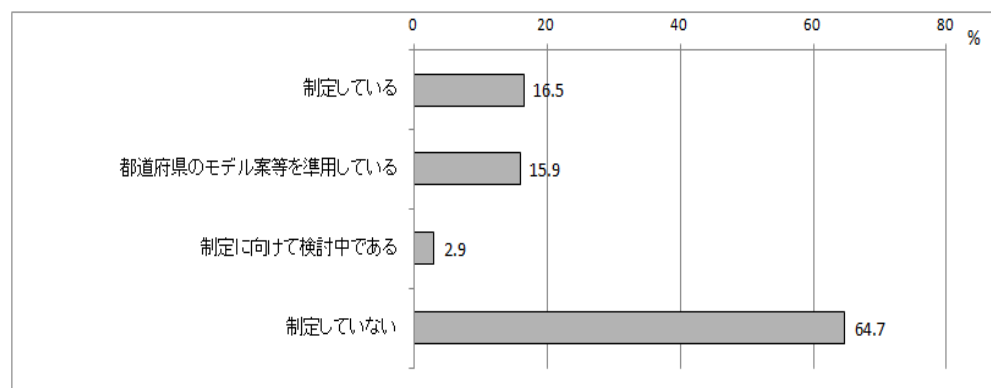
■市区町村教育委員会への「標準職務表」等の通知

調査対象：都道府県 (N=47)



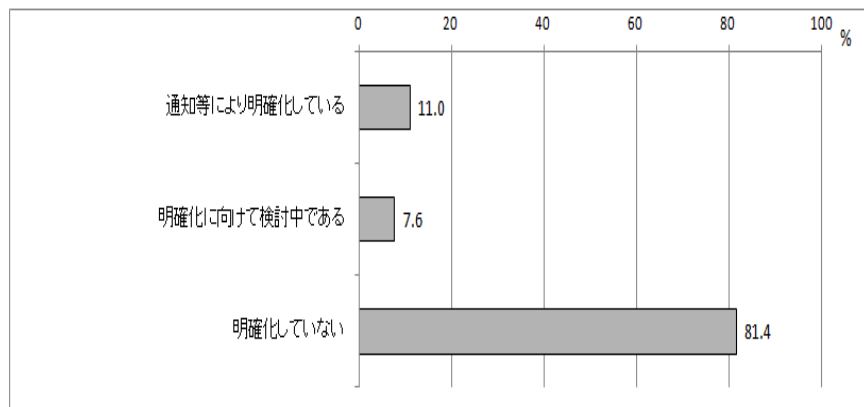
■事務職員の役割や職務の領域等を明確にした「標準職務表」の制定率

調査対象：市区町村 (N=1051)



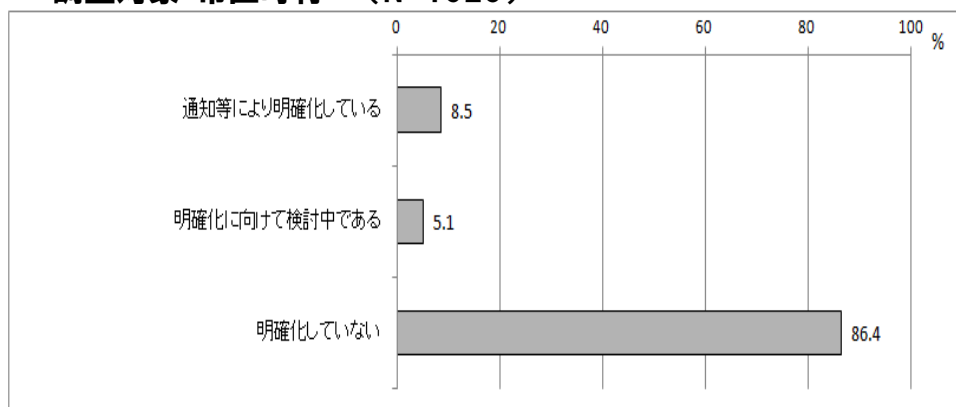
■副校長・教頭と事務職員との職務分担の明確化

調査対象：市区町村 (N=1050)



■主幹教諭と事務職員との職務分担の明確化

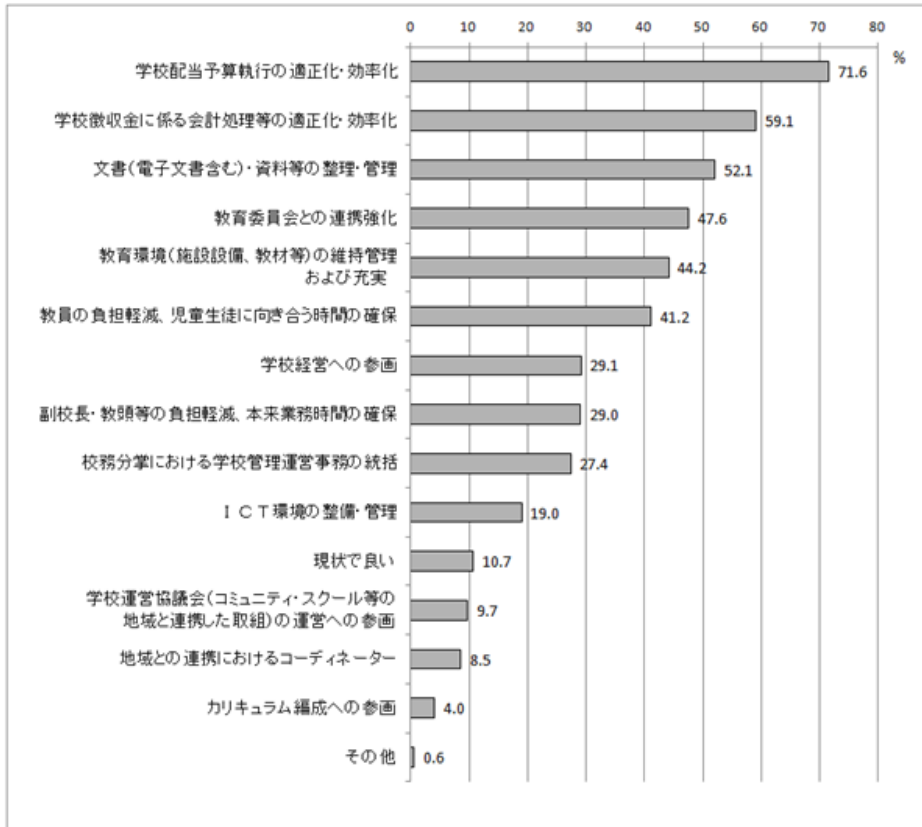
調査対象：市区町村 (N=1025)



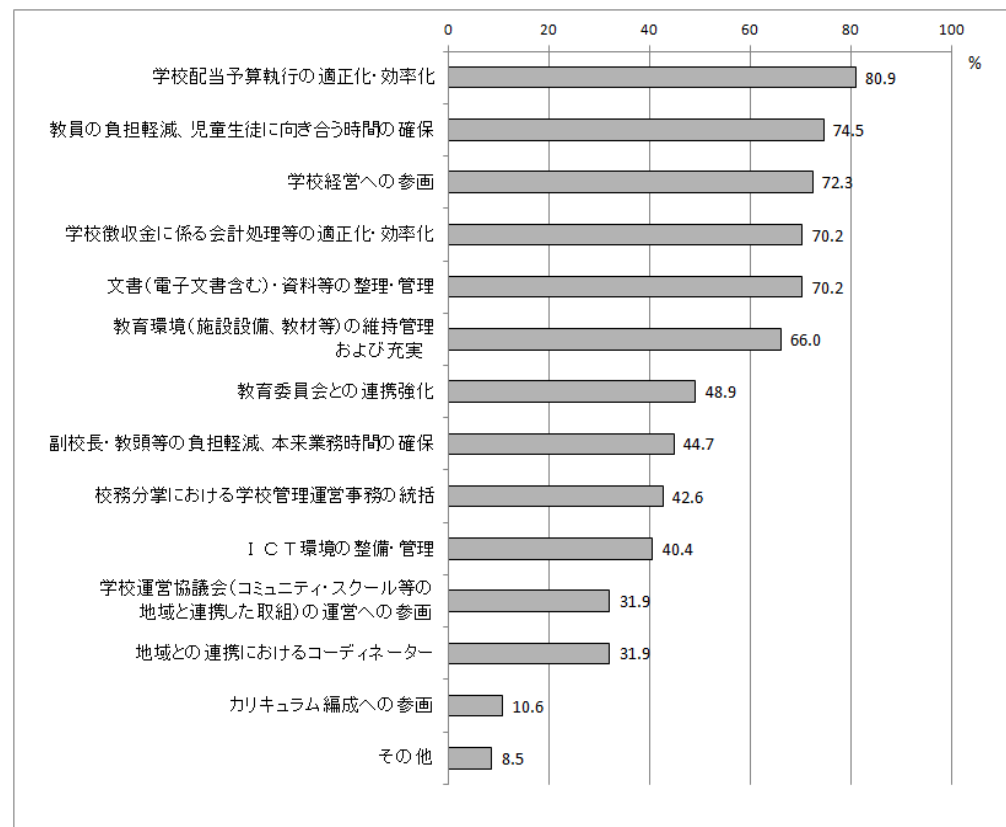
今後、事務職員に期待する役割

- 「今後、事務職員に期待する役割」として最も多いのが、市区町村調査では、「学校配当予算執行の適正化・効率化」(71.6%)、「学校徴収金会計処理の適正化・効率化」(59.1%)、「文書・資料等の整理・管理」(52.1%)と、財務や文書管理等の業務に集中している。
- 都道府県調査では、市区町村調査に比べて、各項目の期待率は全体的に高く、特に、「教員の負担軽減、児童生徒に向き合う時間の確保」(74.5%)、「学校経営への参画」(72.3%)についての期待率が高い。

■今後、事務職員に期待する役割 調査対象:市区町村 (複数回答 N=1069)



■今後、事務職員に期待する役割 調査対象:都道府県 (複数回答 N=47)



教職員以外の専門スタッフの配置状況

	職務内容等	資格	配置状況等【H28】	財政措置(国)
スクールカウンセラー	心理に関する高度な専門的知見を有する者として、児童生徒、保護者、教職員に対してカウンセリング、情報収集・見立て、助言・援助等を実施	臨床心理士 精神科医 等	8,471人(H28) (※補助金等対象者)	予算補助(1/3等)
スクールソーシャルワーカー	福祉の専門性を有する者として、児童生徒のニーズの把握及び関係機関との連携を通じた支援、保護者への支援、学校への働き掛け、自治体の体制整備への働き掛けを実施	社会福祉士 精神保健福祉士 等	1,780人(H28) (※補助金対象者)	予算補助(1/3)
医療的ケアを行う看護師等	特別支援学校等において、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等を実施	看護師 准看護師 保健師 助産師	1,272人 (※補助金対象者)	予算補助(1/3)
特別支援教育支援員	食事、排泄、教室移動の補助等、学校における日常生活の介助や学習支援等を実施	なし	約56,000人	地方交付税措置
言語聴覚士(ST)、 作業療法士(OT)、 理学療法士(PT) 等の外部専門家	特別支援学校等において、医学・心理学等の視点による専門的な知識・技術を用いて、指導の改善や校内研修を実施	言語聴覚士 作業療法士 理学療法士 等	700人 (※補助金対象者)	予算補助(1/3)
就労支援コーディネーター	特別支援学校高等部及び高等学校において、ハローワーク等と連携し、就労支援を実施	なし	全国38地域において、計58人を配置(H28)	委託事業を実施
ICT支援員	教員のICT活用(授業、校務等)を支援	なし	1,896人(H28.3月時点)	地方交付税措置
学校司書	学校図書館の日常の運営、管理、教育活動等の支援	なし	22,262人(H28.4.1時点)	地方交付税措置
部活動外部指導員	部活動における技術指導	なし	40,513人 ※運動部活動の外部指導者数 (中体連・高体連調査)	なし
外国語指導助手 (ALT)	小学校の外国語活動や中・高等学校の外国語の授業等の補助	なし	4,536人 ※JETのみ(H28.7.1時点)	地方交付税措置(JET)
サポートスタッフ	補充学習や発展的な学習など、主として学力向上を目的とした学校教育活動のサポート	なし	11,500人 (※予算積算上人数)	予算補助(1/3)

「部活動指導員」の概要

部活動指導員の制度化 (H29.4.1施行)

学校教育法施行規則 第七十八条の二

部活動指導員は、中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（中学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する。

※ 義務教育学校の後期課程、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の中学部及び高等部については準用規定。

任用に当たっての体制整備

規則等の策定

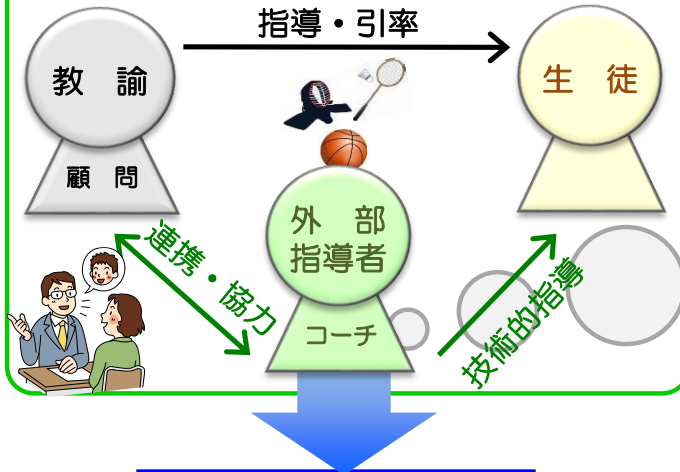
学校設置者は、身分、任用、職務、災害補償、服務等に関する事項等必要な事項を定めた部活動指導員に関する規則等を策定。

研修の実施

学校設置者及び学校は、部活動指導員に対し、部活動の位置付けと教育的意義等について、事前に研修を行うほか、その後も定期的に研修を行う。

外部指導者の活用（従来）

外部指導者は、顧問の教諭等と連携・協力しながら部活動のコーチ等として技術的な指導を行う。



部活動指導員の任用

<職務>

実技指導、安全・障害予防に関する知識・技能の指導、学校外での活動(大会・練習試合等)の引率※、用具・施設の点検・管理、部活動の管理運営(会計管理等)、保護者等への連絡、年間・月間指導計画の作成、生徒指導に係る対応、事故が発生した場合の現場対応等

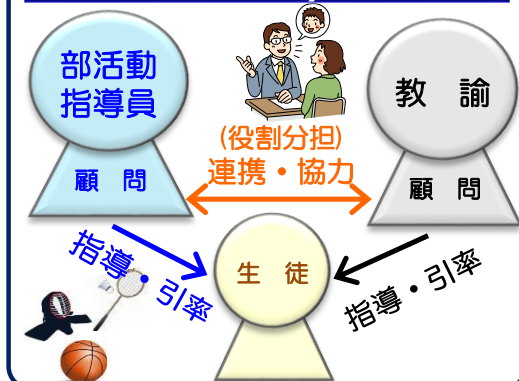
※ 大会の主催者である中体連や高体連、高野連等において、関係規定の改正等を行う必要がある。

部活動指導員は、部活動の顧問として技術的な指導を行うとともに、担当教諭等と日常的に指導内容や生徒の様子、事故が発生した場合の対応等について情報交換を行う等の連携を十分に図る。

ケース1 (部活動指導員が顧問)



ケース2 (部活動指導員及び教諭が顧問)



学校における教育相談体制の充実に向けて

多様な社会的な背景により課題を抱える児童生徒に対する教育相談を充実していくためには、
 スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、教員とは異なる専門性や経験を有する専門的な
 スタッフを学校に配置し、教員とともに、その専門性を発揮していくことが重要である。

スクールカウンセラー等活用事業

平成29年度予算額4,559百万円(平成28年度予算額4,527百万円) 補助率: 1/3

家庭(保護者)

助言・援助

教職員

助言・援助

スクールカウンセラー

児童生徒の心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者(臨床心理士等)

悩みのある児童生徒
へのカウンセリング

児童生徒の
抱える諸課題
いじめ
暴力行為
不登校 など

緊急支援派遣
心のケアを要す
る事象の発生
(自殺、災害等)

児童生徒

友人

家庭

地域



スクールソーシャルワーカー活用事業

平成29年度予算額1,258百万円(平成28年度予算額972百万円) 補助率: 1/3

教職員

連携・調整

関係機関

児童相談所、福祉事務所、弁護士
保健・医療機関、適応指導教室、
警察、家庭裁判所、保護観察所 等

連携・調整

スクールソーシャルワーカー

福祉に関して専門的な知識・技術を有するとともに、
過去に教育や福祉の分野において、活動経験の実績
等がある者(社会福祉士、精神保健福祉士等)

児童生徒が置かれた様々な
環境の問題への働き掛け

児童生徒の
抱える諸課題
いじめ
暴力行為
不登校 など

貧困対策等
子供の貧困
ひとり親家庭
児童虐待 など

児童生徒

友人

家庭

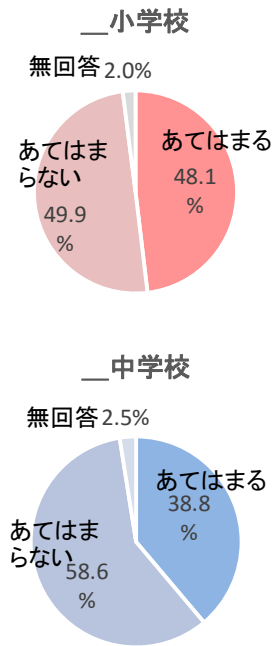
地域



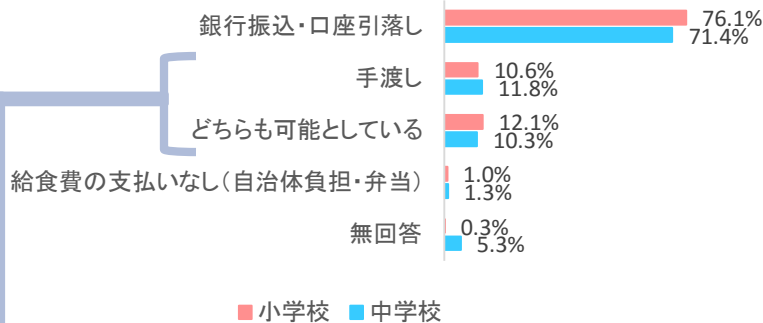
教員勤務実態調査 ～学校調査【暫定集計】学納金の処理～

学納金の処理については、給食費・その他の学納金ともに銀行振込・口座引落が多い。

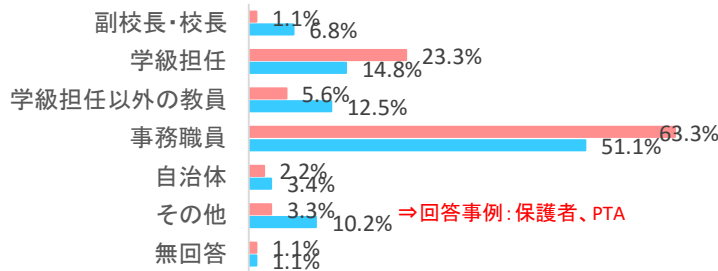
Q 給食費の公会計化がなされているか



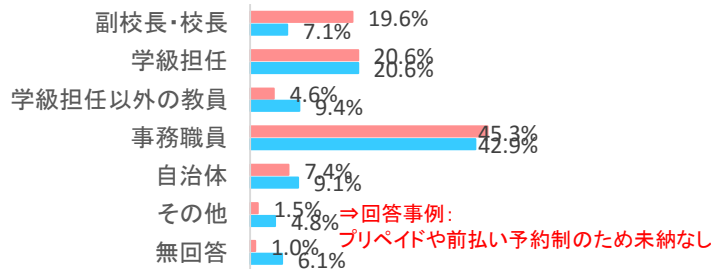
Q 給食費の処理をどのように行っていますか



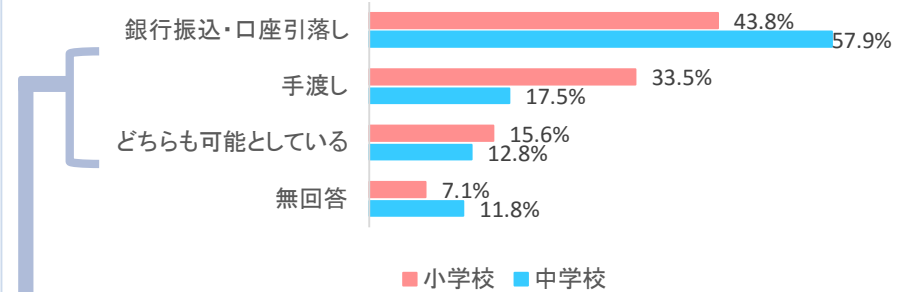
Q 「手渡し」「どちらも可能としている」場合、給食費の徴収は誰が担当していますか



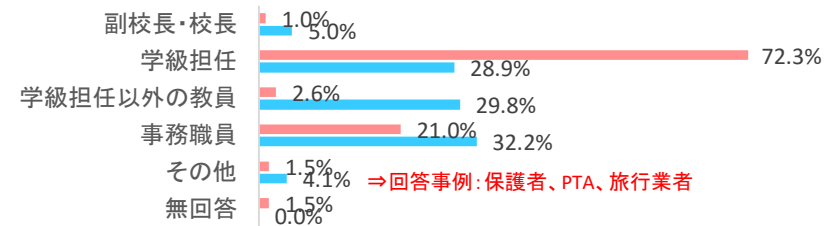
Q 給食費の未納の督促等を誰が担当していますか



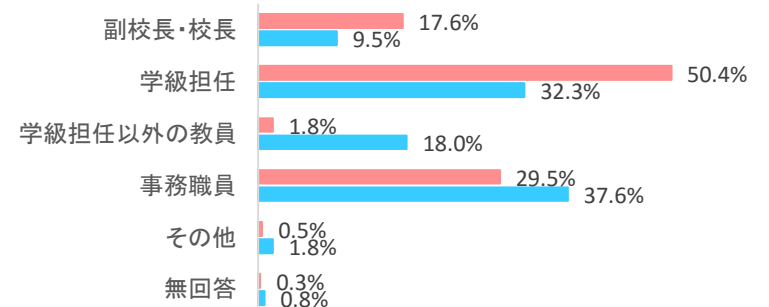
Q その他の学納金(学用品、PTA会費、修学旅行費)の処理をどのように行っていますか



Q 「手渡し」「どちらも可能としている」場合、その他の学納金の徴収は誰が担当していますか



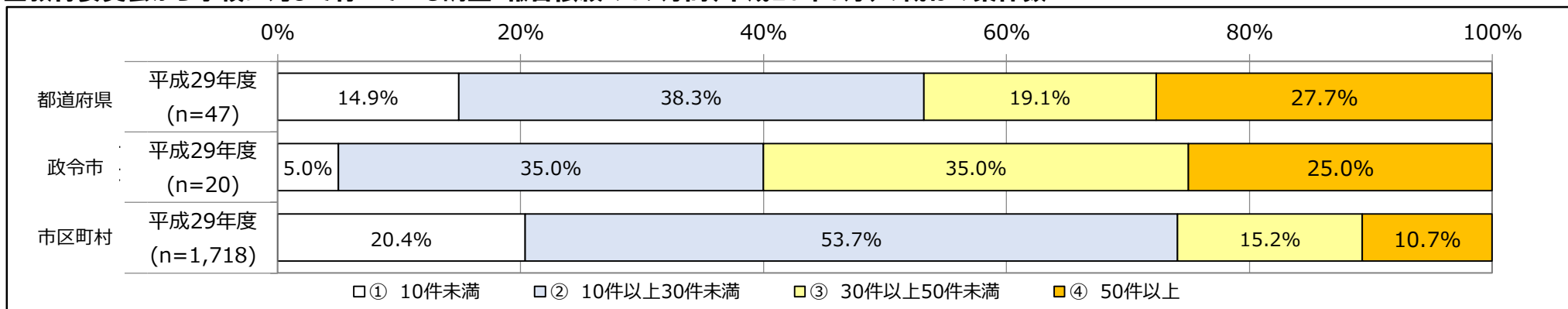
Q その他の学納金の未納の督促等を誰が担当していますか



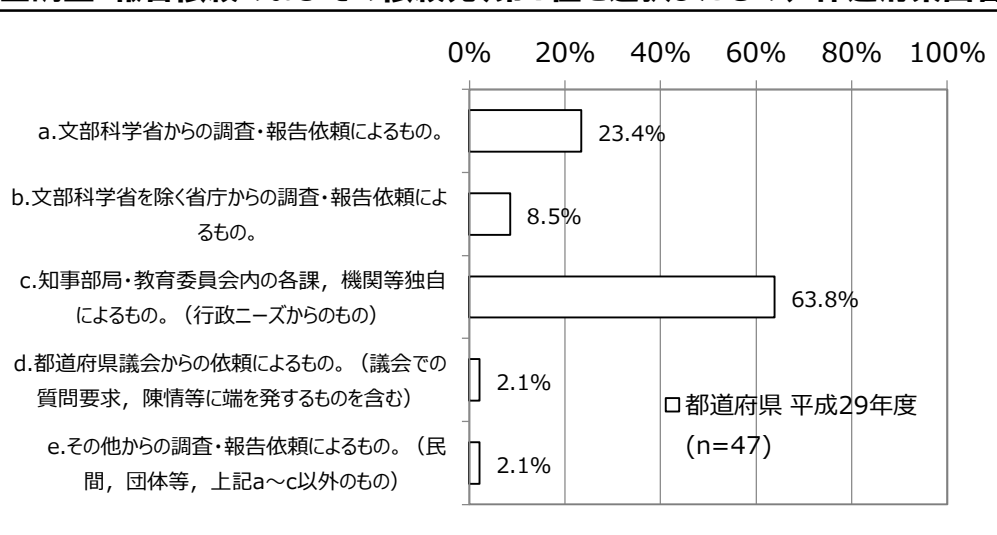
教育委員会から学校に対して行っている調査・報告依頼について

- 教育委員会(全課)から学校に対して行っている調査・報告依頼について、平成29年3月の1ヶ月間の概ねの案件数は、「10件以上30件未満」と回答した都道府県は38.3%、政令市は35%、市区町村は53.7%となっている。
- 調査・報告依頼のおよその依頼元としては、「知事部局・教育委員会内の各課、機関等独自によるもの」が都道府県は63.8%、市区町村は59.7%、「市区町村の首長部局・教育委員会内の各課、機関等独自によるもの」が政令市は75%となっている。

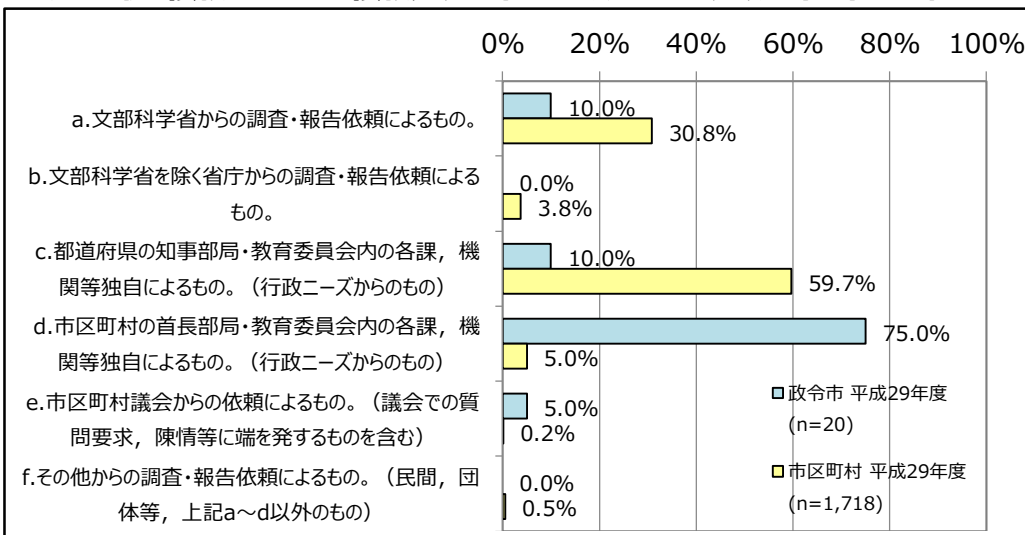
■教育委員会から学校に対して行っている調査・報告依頼の1ヶ月間(平成29年3月)の概ねの案件数



■調査・報告依頼のおよその依頼元(第1位を選択したもの):都道府県回答



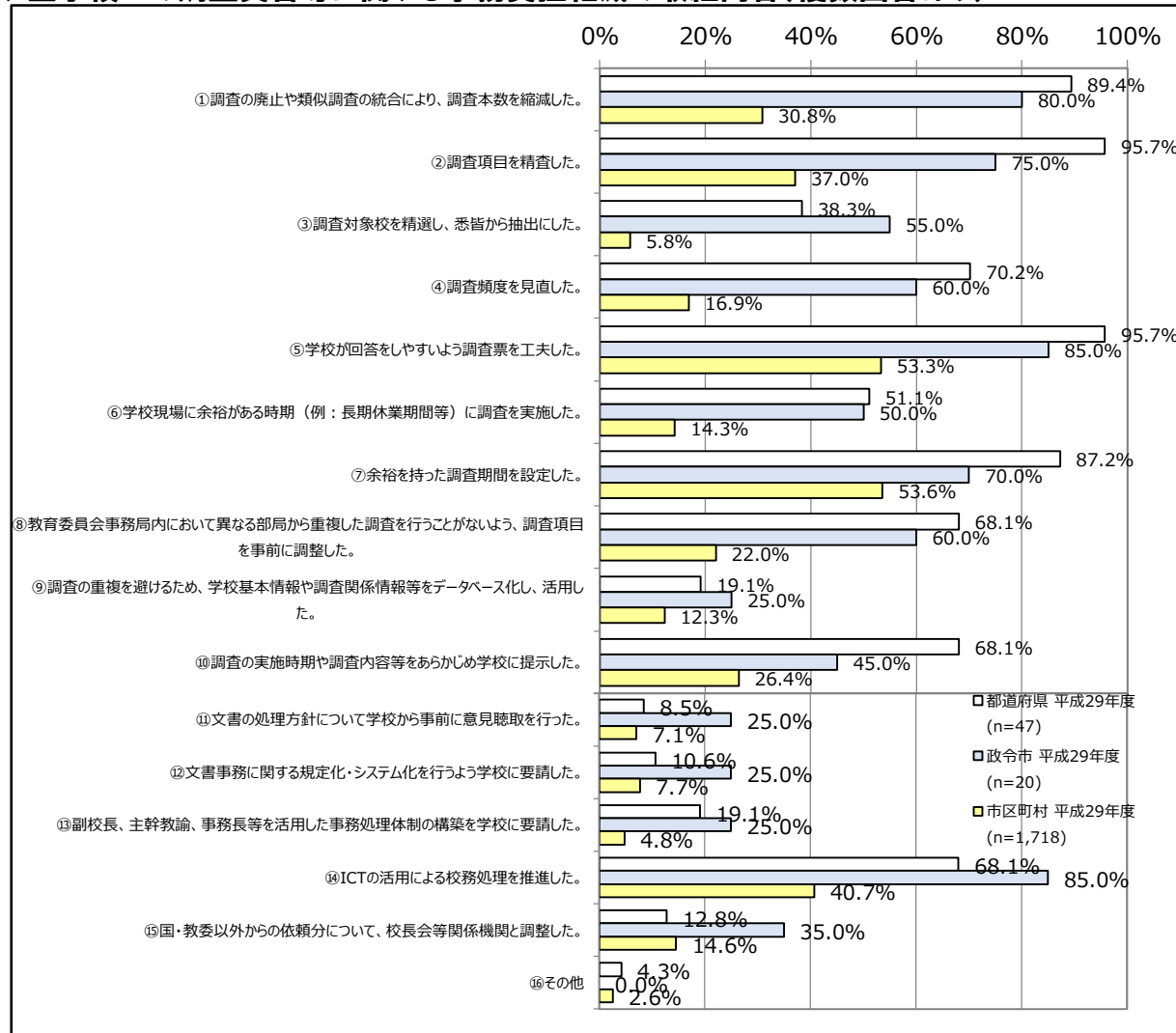
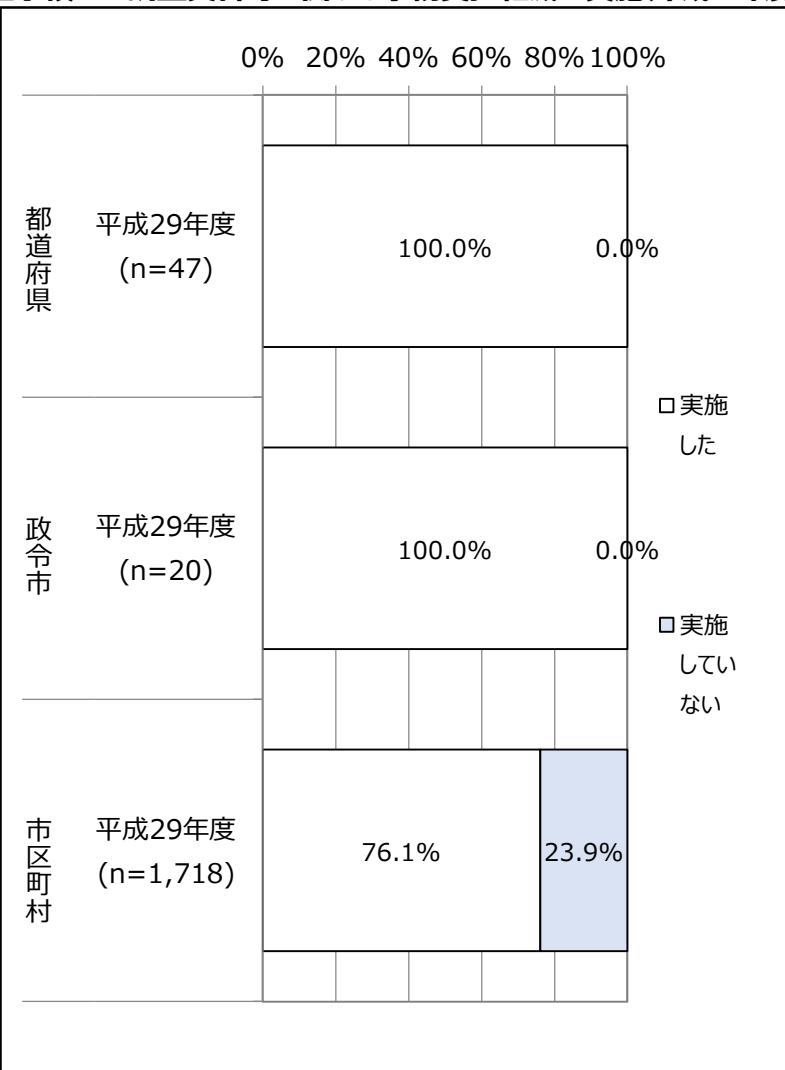
■調査・報告依頼のおよその依頼元(第1位を選択したもの):政令市、市区町村回答



学校への調査文書等に関する事務負担軽減の実施について

- 学校への調査文書等に関する事務負担軽減を実施した都道府県、政令市は100%、市区町村は76.1%となっている。
- 取組内容としては、「調査の廃止や類似調査の統合により、調査本数を縮減」や「調査項目を精査」、「学校が回答をしやすいよう調査票を工夫」、「余裕を持った調査期間を設定」、「ICTの活用による校務処理を推進」などが挙げられる。

■学校への調査文書等に関する事務負担軽減の実施(平成24年度～) ■学校への調査文書等に関する事務負担軽減の取組内容(複数回答あり)



※割合は、全体数(都道府県47、政令市20、市区町村1,718)に対する回答数

出典:教育委員会における学校の業務改善のための取組状況調査結果(平成29年度)

教育委員会から学校宛ての調査・照会（例）

（※）以下の件数には、指導通知や児童生徒への配布物などは含まない。

【A市】（※）平成26年度、小学校

依頼元	件数（※1）	主な案件（10件以上のもの）
市教育委員会	208	・教育課程関係：65 ・人事・福利厚生関係：52 ・生徒指導関係：21 ・保健安全関係：16
県教育委員会	88	・人事・福利厚生関係：34 ・教育課程関係：13
計	296	

（※1）当該市教育委員会で把握したものに限る。上記の他、首長部局・知事部局からの調査・照会は12件。

（※2）当該年度における文部科学省からの定期的な調査は15件。

【主な課題】

- 教育委員会内で把握している情報があるにもかかわらず、同じような調査・照会がくる。
- 必要性が薄れているにもかかわらず、前年踏襲で行われている。
- 学期初めや学期末の繁忙期などにもかかわらず調査・照会がくる。報告・回答まで期限の短いものが突然くる。
- ウェブ上で回答できるものが少ない。

【B市（政令市）】（※）平成28年度、小学校・中学校

依頼元	件数（※1）	主な案件（10件以上のもの）
市教育委員会	小270 中253	・人事・福利厚生関係：小97・中90 ・保健安全関係：小40・中19 ・教育課程関係：小36・中36 ・生徒指導関係：小16・中16 ・施設関係：小11・中13
県教育委員会	小37 中36	・保健安全関係：小11・中7 ・人事・福利厚生関係：小10・中9
計	小307 中289	

（※1）当該市教育委員会で把握したものに限る。上記の他、首長部局・知事部局からの調査・照会は小65・中63件（うち人事・福利厚生関係：小47・中47件）。

（※2）当該年度における文部科学省からの定期的な調査は15件。

【主な取組】

- 調査の重複を減らすため、教育委員会内で関係情報をデータベース化し共有する。
- ⇒ ○調査の項目・頻度・対象校等を精査する。
- あらかじめ調査の時期や内容等を学校に提示する。学校の余裕のある時期に調査を行う。
- 学校が回答しやすいよう、調査表の工夫やICT化を図る。

国（文部科学省）から学校宛ての定期的な調査

○文部科学省が学校を対象として行う定期的な調査の件数

定期的な調査の件数 : 平成19年度 34件 → 平成29年度 26件

上記のうち、毎年度実施の悉皆調査の件数 : 平成19年度 23件 → 平成29年度 11件

○文部科学省が学校を対象として行う定期的な調査（一覧）

悉皆・毎年

- ・地方教育費調査
- ・学校基本調査
- ・学校における教育の情報化の実態等に関する調査
- ・児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査
- ・高等学校卒業（予定）者の就職（内定）状況に関する調査
- ・特別支援教育に関する調査
- ・英語教育実施状況調査
- ・体罰の実施把握に係る報告
- ・全国学力・学習状況調査
- ・全国体力・運動能力、運動習慣等調査

抽出・毎年

- ・学校保健統計調査
- ・学校給食栄養報告

悉皆・隔年

- ・学校教員統計調査（3年）
- ・余裕教室実態調査（5年）
- ・公立小・中学校における教育課程の編成・実施状況（2年）
- ・公立高等学校における教育課程の編成・実施状況（2年）
- ・道徳教育実施状況調査（5年）
- ・学校図書館の現状に関する調査（5年）
- ・幼児教育実態調査（2年）
- ・高等学校等における国際交流等の状況調査（2年）
- ・日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（2年）
- ・学校評価等実施状況調査（5年）
- ・学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査（2年）

抽出・隔年

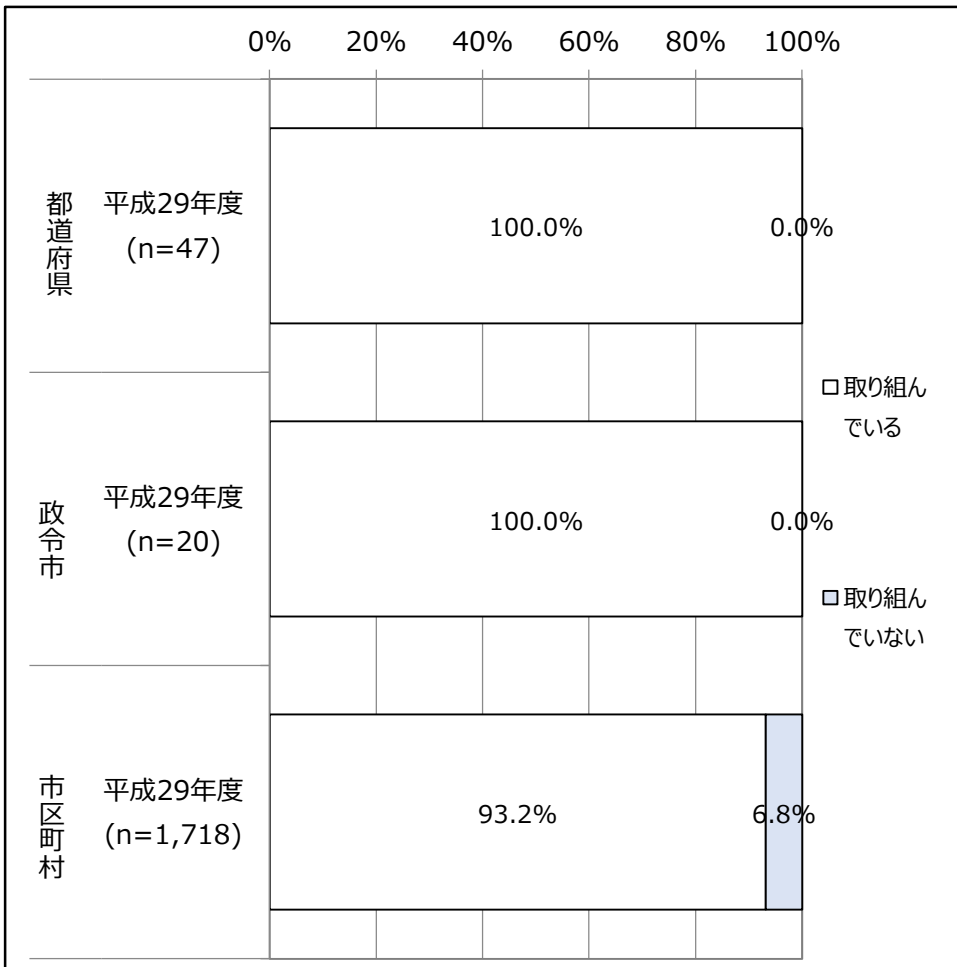
- ・子供の学習費調査（2年）

※下線は、平成29年度実施の調査
※当面の間実施しないものは除く

校務の効率化・情報化

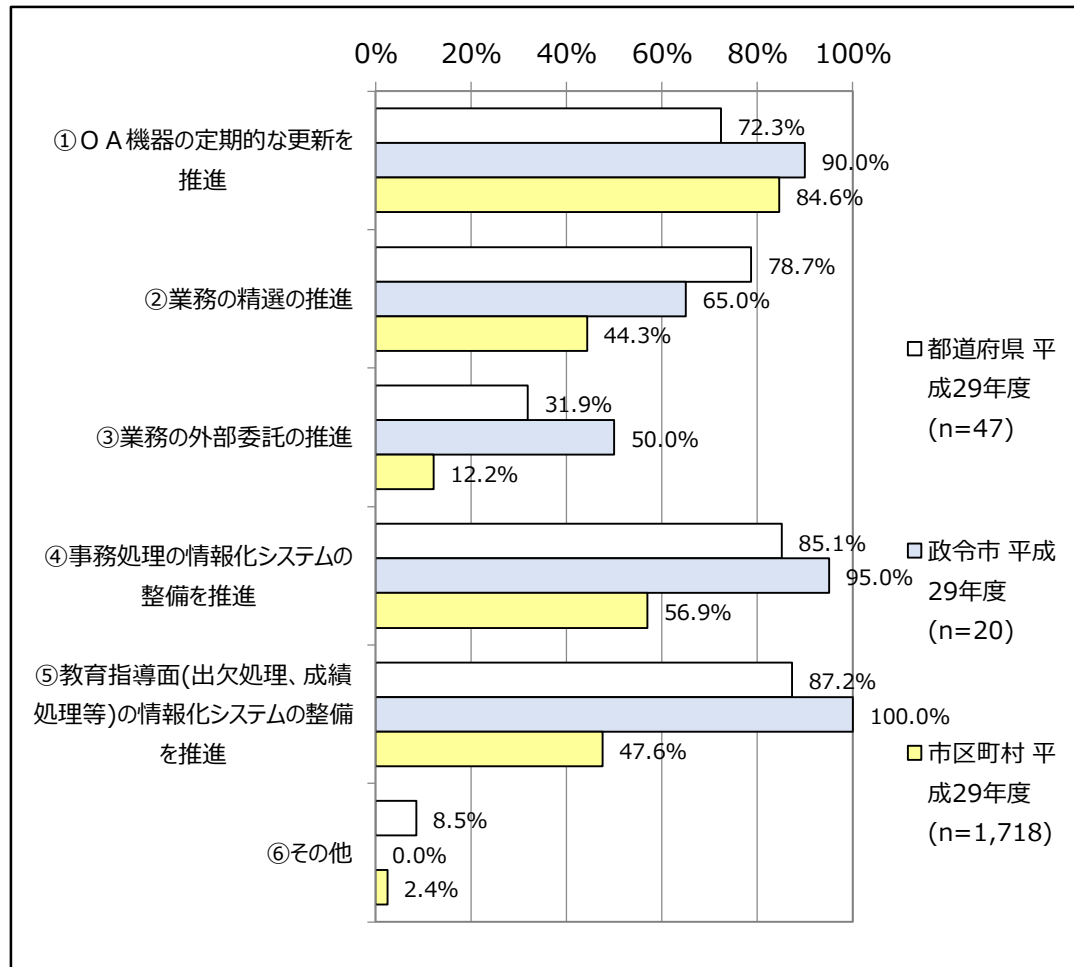
- 校務の効率化・情報化による仕事のしやすい環境づくりに取り組んでいる都道府県及び政令市は100%、市区町村は93.2%となっている。
- 取組内容としては、「事務処理／教育指導面の情報化システムの整備を推進」、「OA機器の定期的な更新を推進」などが挙げられる。

■校務の効率化・情報化による仕事のしやすい環境づくりの取組状況



※割合は、全体数(都道府県47、政令市20、市区町村1,718)に対する回答数

■校務の効率化・情報化による仕事のしやすい環境づくりの取組内容(複数回答あり)



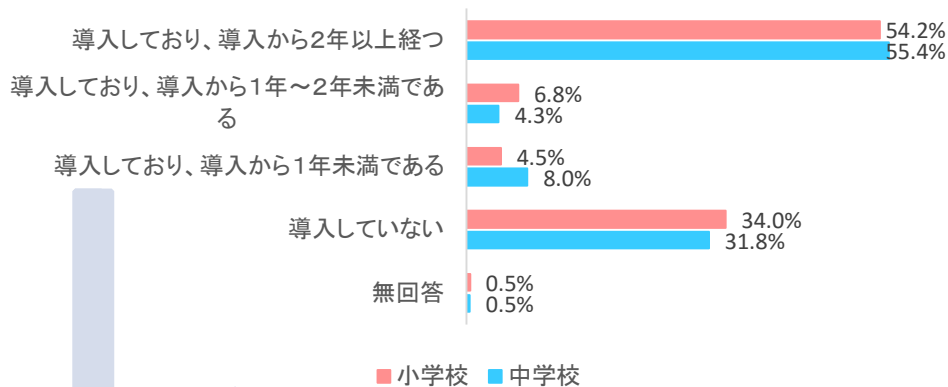
出典:教育委員会における学校の業務改善のための取組状況調査結果(平成29年度)

教員勤務実態調査 ～学校調査【暫定集計】校務支援システム等～

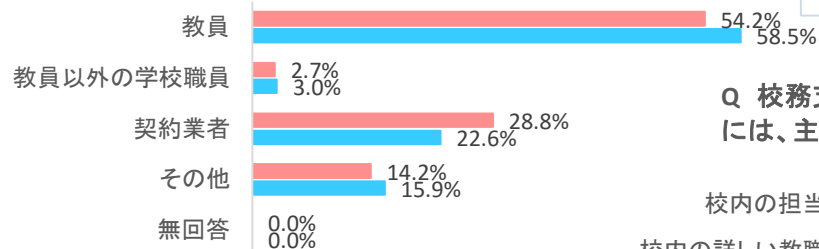
校務支援システムを導入している場合は、教員が管理していることが多く、使用法の質問対応についても校内の教職員が対応していることが多い。
ほとんどの学校で個人情報・成績情報の持ち出し制限を行っている。

Q 校務支援システムの導入状況

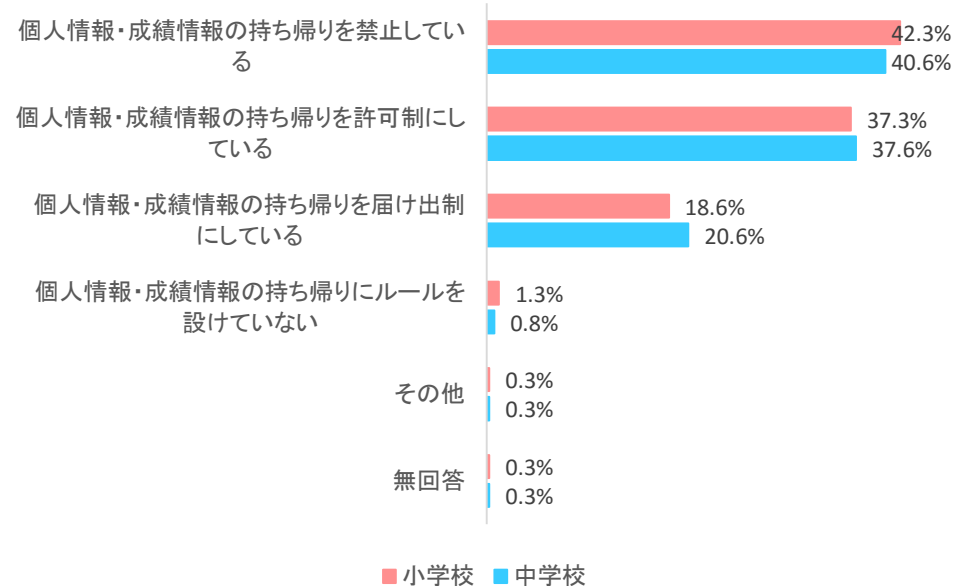
※「校務支援システム」とは、校務分掌に関する業務、教職員間の情報共有、家庭や地域への情報発信、服務管理上の事務、施設管理等を行うことを目的とし、教職員が一律に利用するシステムをいう



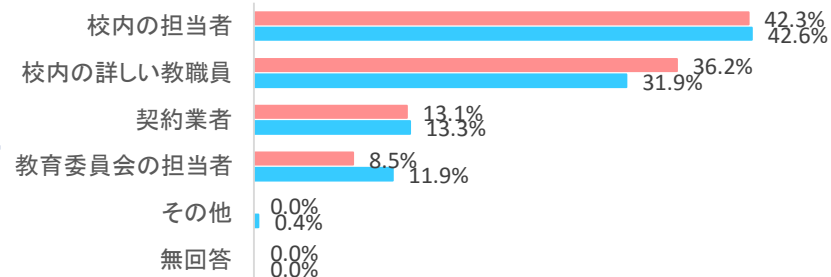
Q 校務支援システムの管理は主に誰が行っていますか



Q 情報の持ち出し制限をどのように行っていますか



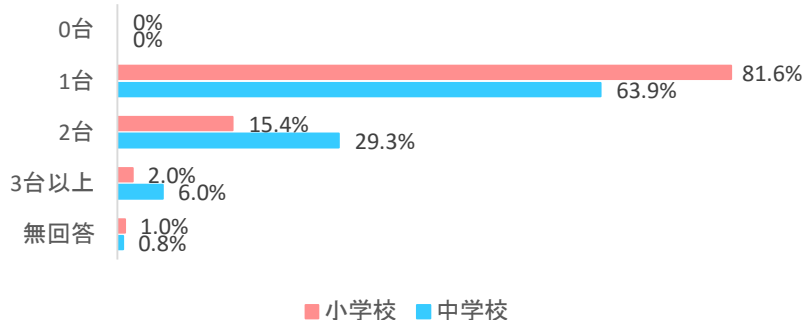
Q 校務支援システムの使用法がわからない教職員の質問には、主に誰が答えますか



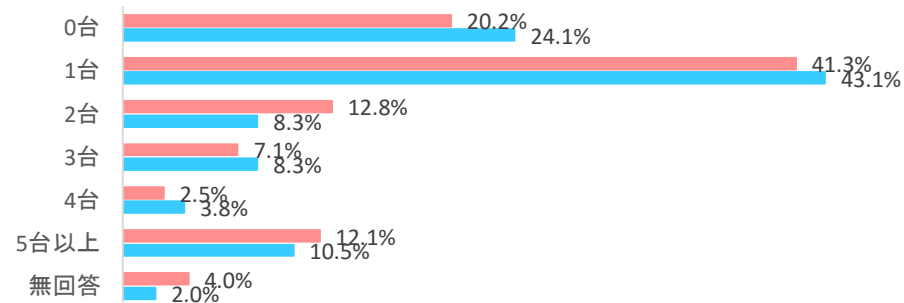
教員勤務実態調査 ～学校調査【暫定集計】ICT機器の設置状況～

コピー機や印刷機については、1～2台の設置が多い一方で、教員の校務用コンピュータについては、ほとんどの学校で整備がされている。

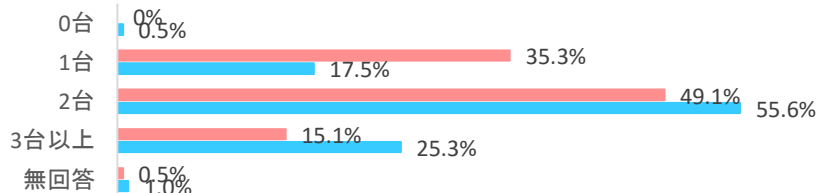
Q コピー機



Q 電子黒板

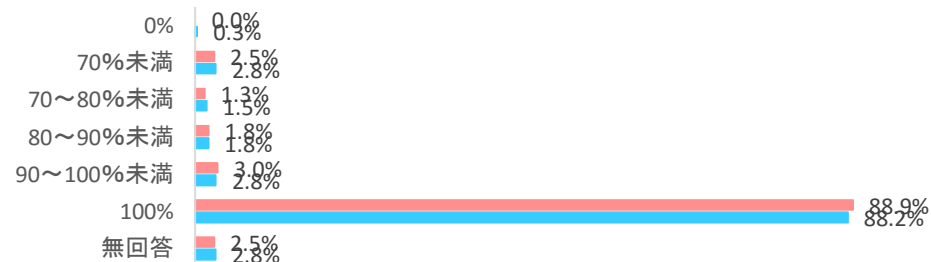


Q 印刷機

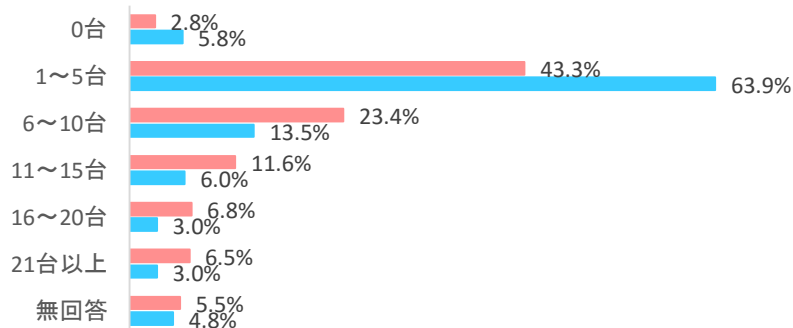


Q 教員の校務用コンピュータ整備率

※整備台数÷教員数

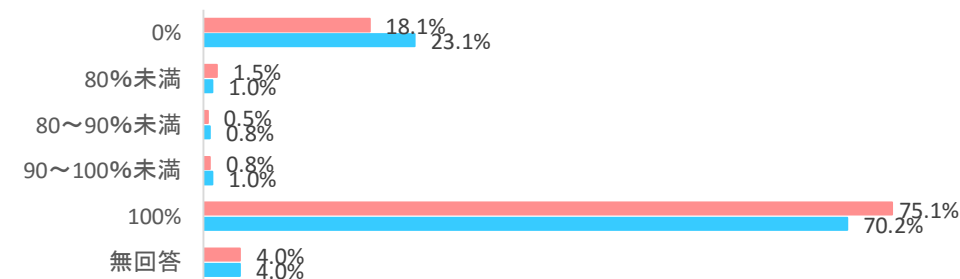


Q 実物投影機



Q 普通教室のLAN整備率

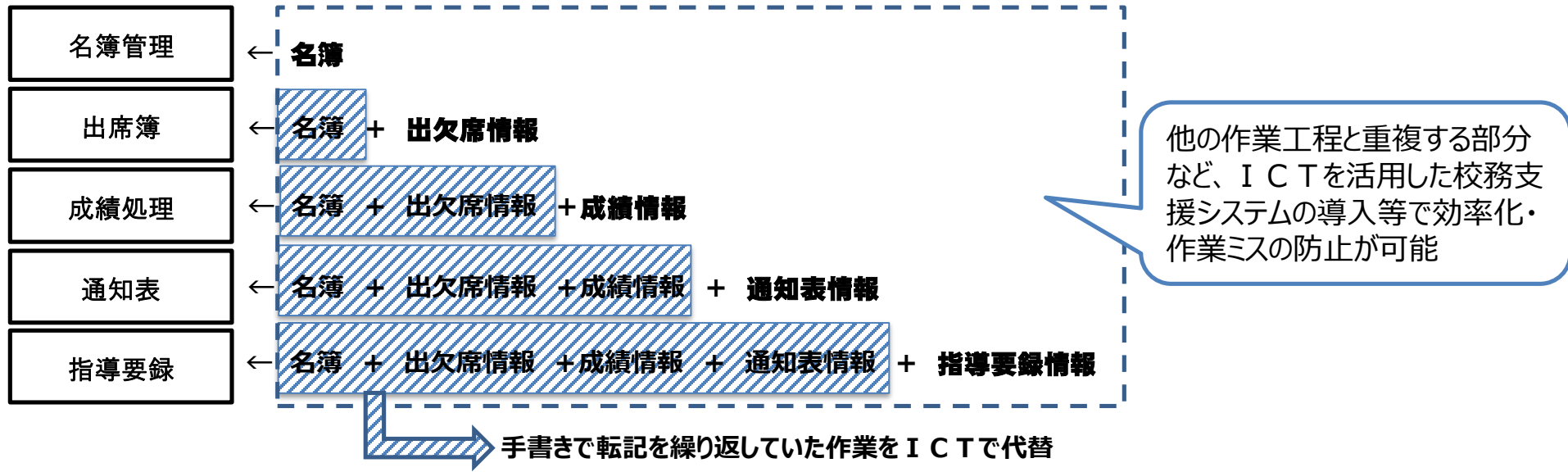
※整備されている普通教室数÷普通教室数



「統合型校務支援システムの導入促進」の必要性

- 教員の働き方改革にあたり、**I C Tの活用による業務改善に期待。**
- 「**統合型校務支援システム**」とは、**教務（成績処理、出欠管理、時数等）、保健（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍、学校事務等の機能を統合したシステム**のことであり、「**手書き**」「**手作業**」が多い教員の**業務の効率化**を図る観点で有効。また、教職員による学校・学級運営に必要な情報、児童生徒の状況の一元管理、共有を可能とする。
- 小規模自治体の負担や、教員の異動等を踏まえると、教員の業務負担軽減に向けては、**都道府県単位での統合型校務支援システムの導入推進が不可欠。**

◇ I C T化による業務改善イメージ



※平成29年度は、システムの対象となる校務の範囲の明確化や、共同調達・運用の先行事例（北海道等）の調査を踏まえたガイドライン作成等に取り組む予定。